





## 就労継続支援B型事業について（概要）

## 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方が就労の機会を通じ，生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方
（1）企業等や就労継続（A型）での就労経験がある方で年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
（2）50歳に達している方，又は障害基礎年金1級受給者
（3）（1）（2に該当しない方であって就労移行支援事業によるアセスメントにより就労面の課題等の把握が行われている方

## サービス内容

－就労や生産活動の機会を提供するとともに，一般就労に必要な知識，能力が高まった方について一般就労 に向けての支援を提供

- 平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3，000円程度）を上回ることが指定要件
- 事業者は平均工賃の目標水準を設定し，実績と併せて都道府県知事へ報告，公表 －利用期間の制限なし


就労継続支援B型利用者の障害種別分布状況

○ 身体•知的障害者の利用割合は微減傾向にあり，精神障害者が微増傾向にある。
○知的障害者の利用割合が全体の約5割を占める。


【出典】国保連データ
19

## 就労継続支援B型利用者の年齢階層別分布状況

○年齢階層別に利用者の分布を見ると，40歳以上の利用者が増えてきており，半数以上が 40 歳以上 の利用者である。


就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は，平成20年度以降増加傾向である。 H18年度と比較してR3年度は $35.1 \%$ 増。

※平成 23 年度までは，就労䋛続支援 $B$ 型事業所，涭産施設，小規模通所授坢施設における平均工貨

## 就労継続支援B型における工賃の状況

○ 平成18年度と比較すると，利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は全体の26．2\％に増加。
○ 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は，全体の26．8\％に減少。


【出典】工賃•賃金実績調査（厚生労働省調べ）

## 就労定着支援事業について（概要）

対象者
就労移行，就労継続，生活介護，自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面，就業面の課題が生じている方であって，一般就労後6月を経過した方

## サービス内容

－相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握すると共に企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
－利用者の自宅•企業等を訪問することにより，月1回以上は障害者との対面相当の支援を実施

- 月 1 回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間（経過後は必要に応し就業•生活支援センター等へ引継ぎ）


「顔の見える」支援により，早期発見，早期対応
【令和5年4月1日時点】千葉県内 105事業所

## 目指すべき「職場定着の姿」とは



## ナチュラルサポートの範疇を超えての「常に」「多くの」「永続的な」サポートが なくては＂働くことができない＂という状況は＂定着＂とは言い難い。「支援者はフェーディング」を念頭においた支援が求められる。

# 就労系サービスにおける「今後の方向性」と「私たちの役割」とは （まとめ） 

## 就労系サービスにおける「働くと」の位置づけ

|  | 一般就労 |
| :--- | :--- |
| 障がい者の立場 | 労働者 |
| 仕事の配分 | 経営者の裁量に任される |
|  |  |


| 福祉的就労 |
| :--- |
| サービス利用者 |
| 利用者の希望が優先される |

「一般就労」とは，企業や公的機関などに就職し，労働契約を結んで働く一般的な就労形態。 それに対して，そのような働き方が難しい障がい者の就労を総じて「福祉的就労」と呼んでいます。

## 就労系福祉サービスの役割とは

～働事を通してOO～
例えば

- 規則正しい生活リズムがなかなか整わないAさん
- 整容面での意識が弱いBさん
- 働く意欲が出てこないCさん
- 日頃から自分が最優先で待つことが難しいDさん
- ルールや約束がなかなか守れないEさん
- 思い通りにならないとすぐにイライラしてしまうFさん
- 夜更かしをして日中ウトウトしているGさん
- 誰にでも友達言葉になってしまうHさん

等々

## 就労系福祉サービスの役割とは ～働く事を通して○○～

- 「働くこと」を通して，成長することを支援する。
- 「働くこと」を通して，経済的安定を図ることができるよう支援する。
- 「働くこと」を通して，社会の一員としての役割を果たし，地域との接点や つながりを多くもてるよう支援する。（社会参加）


## 就労系サービスにおける今後の方向性と役割について

「障害のある人も無い人も共に働く社会」を目指し，多様な働き方が拡がる中，障害者本人のニ一ズを踏まえ，「一般就労」の実現とその質の向上に向けて，障害のある本人や企業等，地域の就労支援機関を含むすべての関係者が最大限努力すること厚生労働省「障害者㕍用•福祉施策の連携強化に関する検討会」報告書より

○地域共生（社会）」を意識した就労支援が求められる時代
－「一般就労」のみならず「福祉的就労」も含め社会全体で共に働くことを目指す ○障がいのある方の「働き方」も，より多様となる時代

- 障がいのある当事者の希望する「働き方」を第一に考える
- 支援者はマッチングの質を高めることが求められる時代
- 地域の実情にマッチした「地域独自の働き方」の創出（地域格差の是正）

○企業も「雇用の質」が問われる時代へ

- 雇用の質は「量」ではなく，いかに「戦力化」するかが求められる時代
- 中小企業をはじめとした障がい者未雇用企業を $0 \rightarrow 1$ にする戦略


## 2－（1）就労アセスメントの手法を活用した支摱の制度化等







```
    本人の耑朢や能力に沿った, よりきめ相かし支復を提供することが求められている.
    見直し内容
就労選択支捙の剆設(イメージは下園)
```





```
O就労中の就栄系阿需福社サービスの一時利用
```








## 或学测択支擐の対象者

## 


－既に当該サービスを利用しており，支給決定の更新の頜向がある隆吉者





## 



鰦た圤A兹平用





## 







```
    *#cむ湮ちる。
```





## 


 も，就労系阳雷福祉サービスをー時旳に利用できることとしている。【令和6年4月1日施行】

## 造会上行たに笠旦つけ

1．毗き始めた段服的た時間を增やす場合

労することを可能とする。
－利用期間 ：原則 $3 \sim 6$ か月以内（沜長が必恶な场合は合㖕1年まで）※





## 2．休諴から蕧賊を目指す場合

服することが手当と企渋及び主治医が井断している部合 に，復㺝に向けてサービスを利用することを可能とする。
限2年）





## 







## 一般就労中の就労录滴䚻福祉サービスの一時的な利用において 


具体旳な仕組み等について整理する予定。

1．必要性の判断，支援のあり方






## 2．企業との連携のあり方

－企鱼管と事栄所が一盰的な利用の朋困中の支援内ぞッたあらかじわ其有すること


拃をすること

4．不適切な活用を防ぐための仕組み


－本人にとって颫用な閏昍にならないことを朔揋 とした企䉓等ての則标とサービス利用の时思の組み台わせのかえ方




3．関係闠との連撰のあり方
－一时的な利用の前1利用中にどのような支援 を天湤するのか等，閉你域狱からの助等の在り方について登理すること

 とについて俑軩共有すること


## 就労定着支援を実施する際に留意する点

O障害者雇用促進法第4条 基本理念
障害者である労働者は，職業に従事する者としての自覚を持ち，自ら進んで，そ の能力の開発及び向上を図り，有為な職業人として自立するように努めなければな らない。

## 

第一 雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化
事業主の責務として，障害者である労働者の能力を適正に評価し，適当な雇用の場を与えると共に適正な雇用管理を行うことに加え，瞕業能力の開発及び向上に関する措置を行うことにより，その雇用の安定を図るように努め なければならないものとすること。
（第五条関係）

本人及び企業の状況を慎重に見ていきながら，定着状況に応じて支援量を少なく するなど，ナチュラルサポート構築を妨げないこと。特に以下の視点に留意しなが ら支援を実施。

- 本人の「動きたい」という気持ちを最優先に考えているか
- より良い「働機会」や「働き方」の提案，提供ができているか（変化を起こす）
- 本人の＂可能性＂を（限りなく）引き出せているか
- 自主性や自己選択の機会を損ねていないか（自己決定，主体性）
- トライ\＆エラー（失敗しても再挑戦できる環境）
- 成長につながるサイクルが構築できているか（挑戦 $\rightarrow$ 評価 $\rightarrow$ 自信 $\rightarrow$ 再挑戦）
- 常に長期的視点を忘れてはいないか（5年，10年先の継続，定着のために）


## 自立訓練（機能訓練•生活訓練）

## 千葉リハビリテーションセンター 障害者支援施設更生園篠原 正倫

## 自立訓練（生活訓練）

【令和5年4月1日時点】
千葉県内 73事業所

## ○ 対象者

地域生活を営む上で，生活能力の維持•向上等のため，一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）
（1）入所施設•病院を退所•退院した者であって，地域生活への移行を図る上で，生活能力の維持•向上等を目的とした訓練が必要な者
（2）特別支援学校を卒業した者，継続した通院により症状が安定している者等であって，地域生活を営む上で，生活能力の維持•向上な
どを目的とした訓練が必要な者 等

## ○ サービス内容

■入浴，排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練，生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
■事業所に通う以外に，居宅を訪問し，日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
■ 標準利用期間（24ヶ月，長期入院者等の場合は36ヶ月）内で，自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

## ○主な人員配置

－サービス管理責任者 60：1以上
■ 生活支援員 6：1以上（1人は常勤）

○報酮単価（令和3年4月～）


## 自立訓練（生活訓練）の対象や目的

入所施設を退所，病院を退院して地域生活に移行する方や地域生活をし ている方等に対して，生活能力の維持，向上等（生活の質を高め，自分自身の能力や長所を引き出す）を目的として，訓練を行います。また，日常生活等に関する相談及び助言等の支援を行います
日常生活における課題を認識し，具体的で適切な目標や目的を達成できる ように支援いたします
1）個別支援計画の作成
2）食事や家事等の日常生活能力を向上する訓練
3）日常生活上の相談
4）関係サービス機関との連絡調整
5）各種プログラムの提供
ふ通所型•訪問型の訓練を提供できます。
ご希望に合わせて支援いたします


ふ必要な場合は組み合わせて利用することもできます

## どのような訓練の方法があるのか



## 入院と地域生活の間の中間施設

## 入所•入院生活 <br> 地域生活への移行 <br> 地域生活

## 2 年間の有期限の訓練



《入所施設，精神科病院》


## リスタートするための環境整備 •家族が本人に求めるもの

病院のリズムから自宅のリズム $\cdot$ 本人や家族の病気の理解 $\Rightarrow$ 自宅
住まい探し・単身生活するための生活スキル・生活リズム

$$
\Rightarrow ア ハ ゚ ー ト
$$

本人にあったGH探し・GHで生活するための生活スキル集団で生活する事への不安の解消

日常生活がどのくらいできるか，アセスメントし，維持，向上するのが生活訓練。退所先のアセスメントや適応力を身に着けておくと，再発のリスクは低く，周囲から の生活の担保が得やすい

## 自立訓練（機能訓練）

【令和5年4月1日時点】千葉県内 10 事業所

## O 対象者

地域生活を営む上で，身体機能•生活能力の維持•向上等のため，一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例） （1）入所施設•病院を退所•退院した者であって，地域生活への移行等を図る上で，身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持•回復などを目的とした訓練が必要な者
（2）特別支援学校を卒業した者であって，地域生活を営む上で，身体機能の維持•回復などを目的とした訓練が必要な者 等


## ○主な人員配置

- サービス管理責任者 60：1以上（1人は常勤）
- 看護職員（1人以上（1人は常勤））

■ 理学療法士又は作業療法士（1人以上）$\} 6: 1$ 以上
－生活支援員（1人以上（ 1 人は常勤））

## ○報酬単価（令和3年4月～）

| －基本報酬 |  |
| :---: | :---: |
| 通所による訓練 | 勖問による那練 |
| －主な加算 |  |
| リハビリテーション加算 <br> （I）頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し， <br> 個別のリハビリテーションを行った場合 <br> （II）その他の障害者に対し，個別のリハビリテーションを行った場合20単位 | 就労移行支援体制加算 <br> 自立訓練を受けた後，就労（一定の条件を満たす復職を含む）し，就労継綕期間が 6 月以上の者が前年度において 1 人以上いる場合 <br> 利用定員20人以下 57 単位 利用定員61～80人10単位 ＂21～40人25単位＂81人以上 7単位 ＂41～60人14単位 |

## 自立訓練（機能訓練）事業について

主に身体に障害のある方で，病院でのリハビリテーションが終了した方や特別支援学校を卒業した方，また地域で生活していたけれど課題があり，地域生活の継続が困難になった方に対して，社会生活力の向上が図れるよう社会リハビリテーションを提供します。

例えば．．．リハビリで屋内歩行可能になったが，単独での外出や電車に乗るのが難しい病院を退院してから自宅で留守番をしたり，一人で暮らすことに不安がある学校を卒業して，大人の中で一緒に仕事をするのに不安がある地域で暮らしていたが，今までできていたことができなくなってしまった方


> ~主なプログラム~理学療法•作業療法・リハビリスポーツパソコン・受注作業・グループワーク音楽•書道•美術



## O 対象者

■ 夜間において，介護が必要な者，入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
（1）生活介護利用者のうち，区分4以上の者（50歳以上の場合は，区分3以上）
（2）自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち，入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認め られる者又は通所によって訓棟を受けることが困難な者
（3）特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他や むを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち，11又は（2）に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用す る者
○サービス内容
－夜間における入浴，排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
－生活介護の利用者は，利用期間の制限なし自立訓練及び就労移行支援の利用者は，当該サービスの利用

## ○主な人員配置

サービス管理責任者
$\xrightarrow[\rightarrow \text { 休等の職員配置 }]{\text { 相 }}$
$\rightarrow$ 利用者の状況に応じ，必要な支援を行うための勤務体制を確保期間に限定

■ 生活支援員 利用者数 60 人以下の場合， 1 人以上
○報酬単価（令和3年4月～）
－基本報酬


## ■ 主な加算

## 重度障䆵者支援加算

I）特別な医療を受けている利用者［28単位］
$\rightarrow$ 区分6であって，次に該当する者が 2 人以上の場合は更に 22 単位 （1）気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者 （2）重症心身障害者
（II）強度行動幛害者に対する支援
$\rightarrow$（一）体制を整えた場合［7単位］
（二）夜間支援を行った場合［180単位］
○事業所数 2,560 （国保連令和 4年12月実績）$\quad$ ○利用者数 124,463 （国保連令和 4年12月実績）

## 〔宿泊型自立訓練〕

【令和5年4月1日時点】千葉県内 6 事業所

## ○ 対象者

## 夜勤識員且置体制加算

夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
利用定員が 21 人以上 40 人以下の場合［60単位］
利用定員が 41 人以上 60 人以下の場合［48単位］
利用定員が 61 人以上の場合［39単位］

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち，日中，一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって，地域生活への移行に向けて
一定期間，宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持•向上のための訓練が必要な者（具体的には次のような例）
（1）特別支援学校を卒業してた者であって，ひとり暮らしを目指して，更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
（2）精神科病院を退院後，地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって，更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

## ○ サービス内容

－居室等の設備を提供し，家事等の日常生活能力を向上させるための訓練，生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施

- 必要に応じて，日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間（24ヶ月，長期入院者等の場合は36ヶ月）内で，自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施（1 年ごとに利用継続の必要 性について確認し，支給決定の更新も可能）

○主な人員配置
■ サービス管理責任者 60：1以上（1人は常勤）
■ 生活支援員 10：1以上（ 1 人は常勤）
－地域移行支援員 1人以上

○報酬単価（令和3年4月～）

| －基本報酬 |  |
| :---: | :---: |
| 標準利用期間中の場合 271単位，標準利用期間を超える場合 | 164単位 |
| －主な加算 |  |
| 夜間支援等体制加算（I）－（II）－（III） <br> （I）夜勤を配置し，利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 <br> （II）宿直を配置し，利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 149 単位～15単位 （III）夜間を通じて，利用者の緊急事態等に対応するための常時 の連絡体制又は防災体制を確保する場 <br> 10単位 | 精神障害者地域移行特別加算 <br> 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して，地域 で 生活するために必要な相談援助等を社会福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 <br> 300単位 |
|  | 強度行勳障寈者地域移行特別加算 <br> 障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有す る者に対して，地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位 |

○事業所数 230 （国保連令和4年12月実績）
○ 利用者数 $\quad 2,958$（国保連令和 4 年 12 月実績）

## 自立訓練利用の流れ

| 医療機関 | 自立訓練 <br> （機能訓練•生活訓練） <br> O個別支援計画作成 <br> ○目的別のプログラム提供 <br> - スポーツ（体力向上） <br> - 健康講座（（建康管理） <br> - 受注作業（作業スキル） <br> －グループワーク <br> （コミコニケーション，障害理解） <br> －パンコン <br> （事務作業，情報活用） <br> O個別相談支援 <br> ○地域移行支援 <br> O 健康面支援 <br> ○就労準備支援 <br> ○外出訓練 | 就労移行支援 |
| :---: | :---: | :---: |
| 精神科病医院 |  | 職業訓練 |
| リハビリ病院など |  | 職業リハ求職活動支援 |
|  |  |  |
| 自宅 |  | $\square$ |
| グループホーム |  | 地域生活 |
|  |  | 自宅で家族と同居 |
| 特別支援学校 |  | グループホーム |
|  |  |  |
| 障害者施設 |  | 障害者雇用 |
|  |  | 就労継続支援A $\cdot$ B |
| 高齢者施設 |  | （社会での役割） |

生活歴•職歴治療・リハビリ経過
十分な情報収集


## 1．リハビリテーションにおける

機能訓練事業の位置付け

## 社会リハビリテーションにおける社会生活力とは

■ RI社会委員会の定義：1986年
社会リハビリテーションとは，社会生活力を身につける ことを目的としたプロセスである。

社会生活力（social functioning ability：SFA）とは，
さまざまな社会的な状況のなかで，自分のニーズを満 たし，最も豊かな社会参加を実現する権利を行使す る力（ちから）を意味する。

社会生活力とは「自分の障害を的確かつ前向きに認識し，自分に自信をもち，社会の中で活用できる諸サービス（社会資源）を自ら活用 して，社会参加していくためのカを高めること」

2．アセスメント～ニーズを明らかにするプロセス～
－アセスメントは，利用者へ理解を深めていく中で，どのようなニ一 ズを持っている人なのかを明らかにしていくことである。そして， そのニーズは利用者と支援者が合意できるものでないと支援を開始することが難しくなる。
－つまり，両者が合意できたニーズによって，利用者がめざす生活の実現に向けて協働して取り組むことができると言える。 その人独自の生活を尊重し，より良い生活を目指すためには， アセスメントによる適切なニーズを，利用者との共通理解を図り ながら明らかにしていくことが重要と考える。
－ニーズが把握できれば，次の段階として計画の立案に入り，そ のニーズごとの目標設定や目標を達成するために必要な支援 やサービスの選択などが，利用者主体の視点で行われていくこ とになる。

## 3．アセスメントのための情報の収集•整理を通した利用者理解

- 情報収集とアセスメントは表裏一体の関係にある。
- 把握できている情報を整理し，不足している情報は関係者から収集する。
－必要がある場合は関係者を召集し，情報の集約•共有化を目的に会議を実施することもある。
- 情報整理シート等の活用等も有効である。
- 整理した利用者情報を活用し，アセスメント（ニー ズ・課題を明らかにする）をおこなうことになる。

ICFの視点に立った利用者総体の理解

利用者のニーズや課題は，人と環境の相互作用によって生じてく ることを理解する。利用者のストレングスへの気づきも大切である。

## 4．ニーズを明らかにする

アセスメントを通じ，利用者の主訴（表出されている希望） からニーズへと確定していく。本人や家族の希望と専門職による評価結果をすりあわせ，利用者に合意が得られるニーズとしていくことが大切である


## ニーズを構造的にとらえる <br> 支援者の役割を意識する

## 利用者と支援者と合致されたニーズ利用者の合意と納得によるニーズを確定する （リアルニーズ）



## 利用者と支援者の合致されたニーズ

(リアルニーズ)

主訴（表出されている希望）は，ニーズの一つであるが本人の想いをすべて表しているわけではない


車の運手は？電車バスの利用は？
職業訓練は？家事動作は？ ヘルパー利用 は？
預貯金や収入 は？

## 自立訓練で大切にしたい視点

－利用期限を意識して，計画を立案する

- 必要な情報収集とアセスメントの重要性
- ニーズ，目標は変化する $\rightarrow$ 個別支援計画の変更
- ストレングスに気づき，活かす
- 多職種協働での利用者支援
- 利用者自身のセルフケアマネジメントを目指す
- ゴールは社会参加の継続
- 相談支援専門員，地域関係機関との連携

